

事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		令和7年 7月 31日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
大阪市西区新町2丁目15番27号		サンキン株式会社 代表取締役社長 田 貴晴 電話番号：06-6539-3200					
主たる業種	冷管引抜鋼管 及び ステンレス鋼管の製造				細分類番号	2 2 3 7	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則				<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号		
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	2030年度 CO2総排出量 2019年度比 40%削減						
計画を推進するための体制	カーボンニュートラル（CN）委員会設置						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,335.4 トン	4,033.6 トン	3,620.9 トン		14.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,424.8 トン	3,683.6 トン	3,270.9 トン		1.5 パーセント	
実績に対する自己評価 基準年度の温室効果ガスの排出量を計画したときの排出係数と、令和6年度の排出係数が違うので、結果として悪くなっているように見えるが、エネルギーの使用量としては、10%以上削減されており、引続き機械設備、天井灯、空調機器、ボイラーの適正な運転管理に努める							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (2工場の合計機算生産量[千t])	71.56	83.36	81.52		15.20 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価 上記同様、基準年度の排出係数の違いから、約14%の増加となっているが、原油換算のエネルギーから原単位あたりを計算すると、約7%削減となる。引続き機械設備、天井灯、空調機器、ボイラーの適正な運転管理に努める							
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	コンプレッサーの使用電力が全体の20%を占めているので、適正な運転管理（台数切替等）、エアリーク対策に重点をおいて取り組む。					
	令和6年度	バイオマスボイラーが本格稼働するため、ガスボイラーとの併用運転を実施し、エネルギー削減、CO2削減に取り組む					
	令和7年度	コンプレッサーの使用電力が全体の20%を占めているので、適正な運転管理（台数切替等）、エアリーク対策に重点をおいて取り組む。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容	特に実施せず					
上記の措置を実施した結果に対する自己評価		工場周辺に電車やバス等の公共交通機関の本数が少ない為、通勤においてマイカー以外での移動が困難である。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特に実施せず						
特記事項	超過削減量：R5年度 350t、R6年度 350 t、R7年度 371.4 t						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。